

健康保険証として マイナンバーカード をご利用いただけます



※ 施術所等のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は発行されなくなりました

- ※ 令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間有効です。
- ※ 令和6年12月2日以降、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み健康保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

